

廃棄物処理部門の事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等に係る措置（案）

（１）温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組

廃棄物処理事業者等（廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者及び廃棄物を自ら処理する者並びに市町村）は、廃棄物処理部門における事業活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 体制の整備、重要性についての職員への周知徹底 ② 設備、温室効果ガス排出量、運転等の状況の適切な把握 ③ 情報収集、整理 ④ 設備の選択及び使用方法の将来的見通し、計画の構築 ⑤ ④の実施状況及びその効果の把握 ⑥ 継続的かつ効果的な取組の実施 |
|---|

（２）温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組

① 温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択

廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門における設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努める。

次に示す設備ごとに、その選択については、下記視点を踏まえ検討・措置を講ずることが望ましい。

- －設備の耐用年数を考慮に入れ、特にその新設、更新又は改修の際の措置
- －廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の統合による設備の効率化
- －地域における複数の廃棄物処理事業者等によるエネルギーの面的な利用
- －E S C O事業者等によるエネルギー消費効率の改善

- | | |
|--|---|
| <p>ア 廃棄物の収集運搬車等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中継施設の設置等による収集運搬の効率化 ・ 次世代自動車の導入 <p>イ 廃棄物焼却施設（ガス化熔融施設を含む。）における設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ a.受入供給設備：自動制御システムの導入、破碎設備の導入による受入廃棄物の質の安定化 ・ b.燃焼（熔融）設備：バッチ炉・順連続炉の全連続炉化、排ガス循環シ | 等 |
|--|---|

システムの導入等による低空気比燃焼

- ・ c.灰溶融設備：熱回収設備の導入
- ・ d.通風設備：送風機・誘引通風気のインバータ化、高効率送風機の導入
- ・ e.排ガス処理設備：高効率乾式排ガス処理方式の導入、白煙防止装置の廃止
- ・ f.灰出し設備：灰溶融時の無乾燥化
- ・ g.排水処理設備：最適供給量制御システムの導入
- ・ h.熱回収設備：高温高压ボイラーの導入、復水タービンへの移行 等

ウ 廃棄物系バイオマスの利活用のための設備

- ・ バイオディーゼル燃料化施設の整備 等

エ し尿処理施設における設備

- ・ a.受入・貯留設備：自動計測制御システムの導入
- ・ b.生物反応処理設備：最適流量・供給量・温度等制御システムの導入
- ・ c.高度処理設備：最適供給量や通水量制御システムの導入
- ・ d.汚泥脱水設備：電力回生システムの導入
- ・ e.汚泥乾燥・焼却設備：自動燃焼制御システムの導入
- ・ f.資源化設備：消化ガス発電システムの導入
- ・ g.その他のし尿処理施設における設備：生物脱臭方式の導入 等

オ 最終処分場における設備

- ・ 準好気性埋立構造の導入 等

カ アからオまでに掲げる設備以外のもの

② 温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の使用方法

廃棄物処理事業者等は、廃棄物処理部門における設備について、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努める。

特に次に示す設備ごとに、その使用方法については、早期に、当該設備の区分に応じ、次に示す措置を講ずることが望ましい。また、地域における複数の廃棄物処理事業者等によるエネルギーの面的な利用、E S C O事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア 廃棄物の収集運搬車等

- ・ 収集経路の最適化 等

イ 廃棄物焼却施設（ガス化溶融施設を含む。）における設備

- ・ 燃焼（溶融）設備：適切な年間運転スケジュールの作成
- ・ 熱回収設備：スートブロワ実施回数の適正化 等

ウ	廃棄物系バイオマスの利活用のための設備
	・ 処理対象物の均質化 等
エ	し尿処理施設
	・ 適切な年間運転スケジュールの作成による運転の効率化 等
オ	最終処分場
	・ 調整池の堆積物や貯水量の昨年による集排水管の水没防止
	・ 浸出液調整池の流量調整機能の確保
	・ 管内定期点検及びスケール除去 等
カ	アからオに掲げる施設以外の廃棄物処理施設

③ 温室効果ガスの排出の抑制に資する①及び②に掲げる措置以外のもの事業者及び市町村は、次の措置の実施に取り組むよう努める。

ア	事業者の自ら排出する廃棄物に関する取組み
	・ 廃棄物の排出抑制
	・ 再生利用の連携取組の強化
イ	事業者の物の製造・加工・販売等に関する取組み
	・ 容器包装の簡素化
	・ 繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売
	・ 修繕体制の整備
	・ 建物の長寿命化
	・ 適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売の実施
	・ 必要な情報の提供
ウ	市町村の取組み
	・ 住民の自主的取組の促進
	・ 分別収集の推進
	・ 一般廃棄物の再生利用の促進